

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 7 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)</p> <p>第13条 結核病棟等業務・感染性検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。<u>以下「感染症予防法」という。</u>）<u>第21条（第26条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</u></p> <p>(5) <u>職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務（前号の業務を除く。）に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号から第5号までの業務 職員が業務に従事した日1日につき 300円</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する</p>	<p>(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)</p> <p>第13条 結核病棟等業務・感染性検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第3号及び第4号</u>の業務 職員が業務に従事した日1日につき 300円</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する</p>

<p>宿日直手当の額は、<u>同項各号</u>に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する宿日直勤務については、2万円</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>宿日直手当の額は、<u>前項各号</u>に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する宿日直勤務については、2万円 <u>(第7条の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員の行うものにあつては、1万2,000円)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第19条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 新規程第19条の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、新規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。